

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 28 日

各都道府県税務担当課 }  
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた  
地方税関係手続における押印の省略等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和 2 年 5 月 25 日変更））においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策として、事業者における在宅勤務（テレワーク）等、人と人との接触の機会を低減すること等が求められているところです。

これを踏まえ、当面、地方税関係手続における押印の省略等について、下記のように取り扱うようお願いします。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

記

- 1 地方税法令上押印を求めている手続であって、地方団体が独自に押印を求めている紙様式での手続については、署名があることや、後日押印が付されたものを受け取るなど、他の代替手段によって押印を求める趣旨が満たされる場合には、書類提出時に押印を要しないとするなどの柔軟な対応を行うこと。
- 2 1 の手続について、真に押印が必要であるか再検討を行われたいこと。

（連絡先）

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、村上事務官

電 話：03-5253-5658

F A X：03-5253-5659